

藤沢市個人情報保護審査会答申第15号

2005年1月25日
(平成17年)

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 青柳 義朗

手術・麻酔・処置等承諾書の開示一部承諾決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

2004年(平成16年)6月16日付けで諮問された「2002年(平成14年)2月22日藤沢市民病院整形外科手術・麻酔・処置等承諾書2月22日8時50分頃1通、同年2月23日0時30分頃1通」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人に係る2002年(平成14年)2月22日藤沢市民病院整形外科手術・麻酔・処置等承諾書(以下「承諾書」という。)2月22日8時50分頃1通、同年2月23日0時30分頃1通の管理情報開示請求に対し、同年2月23日0時30分頃の承諾書の不存在を理由として2004年(平成16年)5月14日付けで行った決定は、妥当である。

なお、調査の結果、実施機関には藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第11条に規定するように、常に正確かつ最新の情報として管理する責務があることから、今後は管理情報については正確かつ最新の情報として適正に管理を行うよう、要望するものである。

第2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人は、2004年(平成16年)4月30日付けで、実施機関に対し、条例第20条により、異議申立人に係る承諾書2002年(平成14年)2月22日8時50分頃1通、同年2月23日0時30分頃1通の管理情報開示の請求をした。
- (2) 実施機関は、2004年(平成16年)5月14日付け管理情報開示請求について、2002年(平成14年)2月23日0時30分頃の承諾書の不存在を理由に管理情報開示一部承諾決定をした。
- (3) 異議申立人は、2004年(平成16年)6月3日、実施機関に

対し承諾書の管理情報一部承諾決定処分の取消しを求める異議申立てをした。

- (4) 実施機関は、同年6月16日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- (1) 2002年（平成14年）2月22日午後8時50分頃、藤沢市民病院で手術前に承諾書に署名捺印をした。その後同年2月23日午前0時30分頃、手術後にも再度承諾書の署名捺印を求められ、あわせて2回捺印したことを記憶しており、従って2002年（平成14年）2月23日午前0時30分頃に署名捺印した承諾書は存在するはずである。
- (2) 2002年（平成14年）2月23日午前0時30分頃に署名捺印をした承諾書が存在するはずであるにもかかわらず、管理情報が不存在とする理由が不明確である。
- (3) 2002年（平成14年）2月23日午前0時30分頃病室で「入院時間診票」に署名をしているとすれば、カルテの開示請求をしたときに、当該「入院時間診票」が開示されるべきであったにもかかわらず、何故開示されなかったのか疑問である。
- (4) 2002年（平成14年）2月22日藤沢市民病院の救急外来で、手の処置を行った最初の段階からカルテ等のインプリンタの印字が2002年ではなく2001年になっており、住所も現住所ではなく14年前の住所が記載され、また電話番号も誤っており、さらに、手術した手は左手であるにもかかわらずカルテや診療報酬明細書には右手と記載されており、あまりにも間違いが多い。

第4 実施機関の主張要旨

- (1) 承諾書は、手術の前に担当医師から説明を受けた患者や家族等が手術の意思表示をした書類で、異議申立人は2002年（平成14年）2月22日午後8時救急車にて来院し、救急診察室にて診察後、手術前に緊急診療室にて異議申立人が承諾書に署名捺印をした。
- (2) 異議申立人の「手術前チェックリスト」に記載のとおり承諾書は手術前のものであって、2002年（平成14年）2月23日午前0時30分頃に記載された承諾書は存在しない。
- (3) 異議申立人を直接看護した看護師に確認をしたところ、手術後病室で、異議申立人は「入院時間診票」に署名した。
- (4) 2002年（平成14年）12月24日異議申立人によりカルテの開示請求がなされた際に、「入院時間診票」の写しの開示を行っている。

- (5) 承諾書は、手術前に手術の意思表示をした書類として1枚あれば足りるものである。なお、異議申立人が署名捺印をした承諾書の左上に救急の表示があるが、これは救急処置室にあるインプリンターを使用したことを示したものであり、当該インプリンターの設定に誤りがあり2002年の表示が2001年と印字され、同日来院した救急患者の記録にも同様の誤りがあった。

第5 審査会の調査及びその結果

(1) 調査の経緯

① 異議申立人について

異議申立人から2004年（平成16年）9月22日に事情聴取をしたところ当該異議申立人からすでに提出のあった、2004年（平成16年）7月6日付けの意見書及び同日に提出された2002年（平成14年）2月22日付け承諾書を含む入院診療録の写し、外来診療録の写し、同年2月から12月分の診療報酬明細書の写し、画像診断大袋の写し、オンブズマン苦情調査結果通知書の写し、診療費等更正通知書の写し、救急出場報告書の写しにより、当該異議申立人は「第3 異議申立人の主張要旨」と同様のことを述べた。

② 実施機関について

ア 実施機関から2004年（平成16年）8月24日及び同年10月22日に事情聴取をしたところ、実施機関は、「第4 実施機関の主張要旨」と同様のことを述べた。

イ 当審査会は事実確認のため、実施機関に対し関係資料の提出を求め、実施機関所管課を含む関係各課から提出のあった書類は、以下のとおりである。

- ・ [藤沢市民病院病院運営業務要領] 中の医事担当業務基準の別紙(1)『病歴管理の現状』の写し
- ・ 『入院及び外来診療録の保存期限について』の起案文書の写し
- ・ 『画像フィルムの保管年限について』の起案文書の写し
- ・ 入院診療録の写し及び画像診断大袋の写しと撮影依頼票の写し
- ・ 画像診断大袋の写しに記載されているレントゲン写真の写し
- ・ 外来診療録等の写し
- ・ 2003年（平成15年）8月28日発行の『診療費等更正通知書』及び『支出命令書（歳出簿）』の写し
- ・ 診療報酬明細書（2002年（平成14年）3月分から同年12月分医科入院外）の写し
- ・ 救急出場報告書の写し
- ・ オンブズマン苦情調査結果通知書の写し
- ・ 「手術・麻酔・処置等承諾書」「入院時間診票」「入院申込書・入院保証書」の各写し、「診療申込書」「健康保険証等未提出に

よる受診に係る申出書」の用紙

- ・ 診療報酬明細書（２００２年（平成１４年）２月分医科入院及び医科入院外分市民病院診療報酬請求時の明細書の写し）
- ・ 画像診断早見表の写し（平成１２年４月版検査点数早見表／解釈総覧附）
- ・ 第４部 画像診断の写し（平成１２年４月版医科点数表の解釈）
- ・ 診療報酬の請求から支払まで（平成１６年４月版医療事務の手引き）

(2) 調査結果

- ① 入院診療録により、２００２年（平成１４年）２月２２日手術前に異議申立人が署名捺印した「承諾書」の存在を確認した。
- ② 入院診療録により、２００２年（平成１４年）２月２２日の手術の後に、異議申立人が署名した「入院時間診票」の存在を確認した。
- ③ 入院診療録からは、２００２年（平成１４年）２月２３日０時３０分頃手術後に異議申立人が署名捺印したとする「承諾書」の存在は確認されなかった。
- ④ 入院診療録により、２００２年（平成１４年）２月２２日救急処置室のインプリンターで印字された診療録の日付が、２００２年であるべきところ２００１年と印字されていたことを確認した。
- ⑤ 外来診療録及び紹介・診療情報提供書により、異議申立人の住所及び電話番号の記載に誤りがあったことを確認した。
- ⑥ 外来診療録、紹介・診療情報提供書、診断書、診療報酬明細書により、傷病名の記載に誤りがあったことを確認した。

第６ 審査会の判断

上記「第５ 審査会の調査及びその結果」の(2)調査の結果③で述べたとおり、２００２年（平成１４年）２月２２日に異議申立人が手術前に署名捺印をした「承諾書」以外で、当該異議申立人が手術後に署名捺印をした「承諾書」は確認できなかった。

そもそも承諾書は、手術、麻酔又は造影剤を使用する検査などを患者に対して実施する場合に、原則として手術等を行う前に医療機関が患者及び保証人に署名及び捺印を求めるものである。

本件の場合、実施機関及び異議申立人双方の主張により、手術を実施する前に当該異議申立人から署名及び捺印のされた「承諾書」の提出があったことには争いはない。

前述したとおり、承諾書は手術を実施する前に提出を求めるものであり、手術後に再び承諾書を求めることは必要性のないことであることから、手術後の「承諾書」が不存在であることには、合理的理由がある。

よって、当審査会は、異議申立人に係る「承諾書」のうち、２００２年（平成１４年）２月２３日０時３０分頃の承諾書の管理情報開示請求

に対し、不存在を理由に実施機関が行った決定は妥当であると判断する。

なお、上記「第5 審査会の調査及びその結果」(2)調査結果④から⑥までに述べたとおり、診療録等の書類の記載には誤りがある。

異議申立人は合計6回もの開示請求を行い、開示された診療録等とおして、実施機関に対し診療に係る書類に当該異議申立人の住所や電話番号、診療した年、傷病名等の記載に誤りがあることを指摘し、藤沢市オンブズマン苦情調査結果等により、実施機関が書類の訂正を行っている。

このように、異議申立人に係る診療録等の書類に幾つもの記載の誤りがあったことが、当該異議申立人が実施機関に対して、強い不信を抱く一因になったものと勘案する。

よって当審査会は、実施機関に対し、今後は条例第11条の趣旨を遵守し、管理情報については正確かつ最新の情報として、適正に管理をすよう求めるものである。

以 上

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2004. 6. 16	諮問
2004. 6. 16	審査会から市長に一部承諾決定理由説明書の提出を要請
2004. 6. 24	市長から審査会へ一部承諾決定理由説明書の提出
2004. 6. 25	審査会から異議申立人に理由説明書を送付し、説明書に対する意見書の提出を要請
2004. 7. 6	異議申立人から審査会へ意見書及び関係資料の提出
2004. 7. 16	審査会から諮問実施機関に意見書を送付し関係資料の提出を要請
2004. 7. 20	関係実施機関へ資料の提出を要請
2004. 7. 30	諮問実施機関から審査会へ関係資料の提出
2004. 8. 24	実施機関からの意見聴取（1回目）
2004. 9. 22	異議申立人からの意見聴取
2004. 10. 4	審査会から諮問実施機関に関係資料の提出を要請
2004. 10. 22	実施機関からの意見聴取（2回目）
2004. 11. 26	審議
2004. 12. 17	審議
2005. 1. 25	答申

第9期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2004年4月1日～2006年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎青 柳 義 朗	公認会計士
大 淵 辰 雄	医師
小 澤 弘 子	藤沢市市民相談弁護士
○篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授

◎会長 ○会長職務代理者

(敬称略、50音順)